

05年08月05日■古川訴訟第2回口頭弁論報告

<齋藤事務局長報告>

古川政府認定訴訟-第2回口頭弁論の報告

法律家の会事務局長 齋藤健兒

平成17年8月4日午前10時30分より東京地方裁判所606号法廷で、古川政府認定訴訟の第2回口頭弁論が開かれました。その概要を報告します。

被告国は、第1回口頭弁論の答弁書で「本件裁判は訴訟要件がなく、却下すべきである」と、いわゆる「門前払い」を主張しました。

原告は、これに対して全面的に反論した準備書面(1)と、これに関連する証拠を提出しました。(準備書面(1)の全文は、後記のとおり。)

法廷では冒頭、原告の代理人・川人博弁護士が同書面のポイントを説明し、例えば、政府のホームページでは「政府認定して初めて、北朝鮮との外交交渉で取り上げる」と明記しているほか、現に最近認定された田中実さんのケースでも、認定直後に政府は北朝鮮にその旨通知して、安否についての情報提供と帰国をせまっている事実など、下記のような、国の政府認定者に対する対応と未認定者に対する対応の大きな違いを厳しく指摘しました。

すなわち政府認定によって、被害者やその家族は、

- (1) 北朝鮮との外交交渉に当該事件が含まれ、当該被害者の安否確認や帰国のための交渉が行われること。
- (2) 日本政府が国連等の国際機関に救出のために働きかけること
- (3) 日本政府が具体的人名を挙げて救出のために宣伝を行うこと
- (4) 外交交渉等の結果を文書等で詳細に家族あて報告すること
- (5) 日本政府主催の打合せには家族に交通費等を支給すること
- (6) 以上の利益を受ける前提として「拉致認定通知書」を交付すること

等の法的利益を受けるが、未認定者にはこのような扱いが全くなされないこと。そして、被告国の「訴訟要件を欠いている」との主張は明らかに誤りであり、速やかに「請求原因事実(原告が訴状で主張している古川了子さんの失踪の経緯や北朝鮮による拉致と判断すべき事情—例えば安明進氏の見撃証言の存在など)」について認否を行なうよう迫りました。

これに対して、被告国の代理人は、相変わらず「認否する必要はない」「訴訟要件に関する事実（原告が準備書面（1）で主張している事実のこと）」についてだけ、認否と反論を行なうと言って、原告代理人との論戦となりました。

これに対し裁判所は、「国側も答弁の中で古川事件についての調査や情報提供を行なっていることは認めているのだし、訴訟要件の判断にも請求原因事実の認否は関係する」旨を指摘して、被告に対して請求原因の認否をするよう促しました。これを受けて、被告国は次回までに認否を行なうと約束し、第3回口頭弁論期日を10月20日（木）午後1時30分～地裁606号法廷と決定しました。

次回期日をもっと早くするよう原告代理人が要求しましたが、被告国は「関係省庁が多いため協議に時間が必要だ」との理由で、上記期日となったものです。

被告国が次回期日にどのような認否を行なうか注目されます。原告代理人は、証拠関係の提出をどんどん進めていく方針で準備しています。

以上